

(一関市文化センター条例の一部改正)

改正前									改正後										
別表第1 (第10条関係) ホール、展示室等の利用料金の限度額  (単位：円)									別表第1 (第10条関係) ホール、展示室等の利用料金の限度額  (単位：円)										
利用区分			利用時間	午前 (9時 から12 時まで)	午後 (1時 から5 時まで)	夜間 (午後 6時か ら午後 10時ま で)	昼間 (午前 9時か ら午後 5時ま で)	午後夜 間 (午 後1時 から午 後10時 まで)	全日 (午前 9時か ら午後 10時ま で)	利用区分			利用時間	午前 (午前 9時か ら正午 まで)	午後 (午後 1時か ら午後 5時ま で)	夜間 (午後 6時か ら午後 10時 まで)	昼間 (午前 9時か ら午後 5時ま で)	午後夜 間 (午 後1時 から午 後10時 まで)	全日 (午前 9時か ら午後 10時ま で)
大 ホ ー ル	A	入場料 金無料	平日	12,000	17,000	22,000	29,000	39,000	45,000	大 ホ ー ル	A	入場料 金無料	平日	12,500	17,800	23,000	30,300	40,800	47,100
			土日祝	14,000	21,000	27,000	35,000	48,000	55,000				14,600	22,000	28,200	36,600	50,200	57,600	
	B	入場料 金 1,000 円以下	平日	18,000	25,000	33,000	43,500	58,500	67,500	大 ホ ー ル	B	入場料 金 1,000 円以下	平日	18,800	26,100	34,500	45,500	61,200	70,700
			土日祝	21,000	31,500	40,500	52,500	72,000	82,500				22,000	33,000	42,400	55,000	75,400	86,400	
	C	入場料 金 1,001 円以上 3,000 円未満	平日	21,600	30,600	39,600	52,200	70,200	81,000	大 ホ ー ル	C	入場料 金 1,001 円以上 3,000 円未満	平日	22,600	32,000	41,400	54,600	73,500	84,800
			土日祝	25,200	37,800	48,600	63,000	86,400	99,000				26,400	39,600	50,900	66,000	90,500	103,700	
	D	入場料 金 3,000 円以上	平日	24,000	34,000	44,000	58,000	78,000	90,000	大 ホ ー ル	D	入場料 金 3,000 円以上	平日	25,100	35,600	46,000	60,700	81,700	94,200
			土日祝	28,000	42,000	54,000	70,000	96,000	110,000				29,300	44,000	56,500	73,300	100,500	115,200	

中 ホ 一 ル	A	入場料	平日	<u>4,800</u>	<u>6,800</u>	<u>8,800</u>	<u>11,600</u>	<u>15,600</u>	<u>18,000</u>
		金無料	土日祝	<u>5,600</u>	<u>8,400</u>	<u>10,800</u>	<u>14,000</u>	<u>19,200</u>	<u>22,000</u>
	B	入場料	平日	<u>7,200</u>	<u>10,200</u>	<u>13,200</u>	<u>17,400</u>	<u>23,400</u>	<u>27,000</u>
		金 1,000 円以下	土日祝	<u>8,400</u>	<u>12,600</u>	<u>16,200</u>	<u>21,000</u>	<u>28,800</u>	<u>33,000</u>
	C	入場料	平日	<u>8,600</u>	<u>12,000</u>	<u>15,800</u>	<u>20,800</u>	<u>28,000</u>	<u>32,400</u>
		金 1,001 円以上 3,000 円未満	土日祝	<u>10,100</u>	<u>15,100</u>	<u>19,400</u>	<u>25,200</u>	<u>34,500</u>	<u>39,600</u>
	D	入場料	平日	<u>9,600</u>	<u>13,600</u>	<u>17,600</u>	<u>23,200</u>	<u>31,200</u>	<u>36,000</u>
		金 3,000 円以上	土日祝	<u>11,200</u>	<u>16,800</u>	<u>21,600</u>	<u>28,000</u>	<u>38,400</u>	<u>44,000</u>
展 示 室	A	入場料 金を徴 収しな い場合 又は入 場料金 500 円 以下		<u>3,000</u>	<u>4,000</u>	<u>5,000</u>	<u>7,000</u>	<u>9,000</u>	<u>10,000</u>
	B	入場料 金 501 円以上		<u>4,500</u>	<u>6,000</u>	<u>7,500</u>	<u>10,500</u>	<u>13,500</u>	<u>15,000</u>

中 ホ 一 ル	A	入場料	平日	<u>5,000</u>	<u>7,100</u>	<u>9,200</u>	<u>12,100</u>	<u>16,300</u>	<u>18,800</u>
		金無料	土日祝	<u>5,800</u>	<u>8,800</u>	<u>11,300</u>	<u>14,600</u>	<u>20,100</u>	<u>23,000</u>
	B	入場料	平日	<u>7,500</u>	<u>10,600</u>	<u>13,800</u>	<u>18,200</u>	<u>24,500</u>	<u>28,200</u>
		金 1,000 円以下	土日祝	<u>8,800</u>	<u>13,200</u>	<u>16,900</u>	<u>22,000</u>	<u>30,100</u>	<u>34,500</u>
	C	入場料	平日	<u>9,000</u>	<u>12,500</u>	<u>16,500</u>	<u>21,700</u>	<u>29,300</u>	<u>33,900</u>
		金 1,001 円以上 3,000 円未満	土日祝	<u>10,500</u>	<u>15,800</u>	<u>20,300</u>	<u>26,400</u>	<u>36,100</u>	<u>41,400</u>
	D	入場料	平日	<u>10,000</u>	<u>14,200</u>	<u>18,400</u>	<u>24,300</u>	<u>32,600</u>	<u>37,700</u>
		金 3,000 円以上	土日祝	<u>11,700</u>	<u>17,600</u>	<u>22,600</u>	<u>29,300</u>	<u>40,200</u>	<u>46,000</u>
展 示 室	A	入場料 金を徴 収しな い場合 又は入 場料金 500 円 以下		<u>3,100</u>	<u>4,100</u>	<u>5,200</u>	<u>7,300</u>	<u>9,400</u>	<u>10,400</u>
	B	入場料 金 501 円以上		<u>4,700</u>	<u>6,200</u>	<u>7,800</u>	<u>11,000</u>	<u>14,100</u>	<u>15,700</u>

	1,000 円未満							
C	入場料 金 1,000 円以上		<u>5,400</u>	<u>7,200</u>	<u>9,000</u>	<u>12,600</u>	<u>16,200</u>	<u>18,000</u>
D	営利を 目的と した展 示販売		<u>6,000</u>	<u>8,000</u>	<u>10,000</u>	<u>14,000</u>	<u>18,000</u>	<u>20,000</u>
小 ホ ー ル	営利目的 以外のもの		1,800	<u>2,400</u>	<u>3,000</u>	<u>4,200</u>	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>
	営利を目的としたもの		<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>6,000</u>	<u>8,400</u>	<u>10,800</u>	<u>12,000</u>
リ ハ ー サ ル 室	営利目的 以外のもの		400	500	600	900	1,100	1,300
	営利を目的としたもの		800	1,000	1,200	1,800	<u>2,200</u>	<u>2,600</u>
[略]								

備考

1～5 [略]

6 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合の利用料金は、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から

	1,000 円未満							
C	入場料 金 1,000 円以上		<u>5,600</u>	<u>7,500</u>	<u>9,400</u>	<u>13,200</u>	<u>16,900</u>	<u>18,800</u>
D	営利を 目的と した展 示販売		<u>6,200</u>	<u>8,300</u>	<u>10,400</u>	<u>14,600</u>	<u>18,800</u>	<u>20,900</u>
小 ホ ー ル	営利目的 以外のもの		1,800	<u>2,500</u>	<u>3,100</u>	<u>4,400</u>	<u>5,600</u>	<u>6,200</u>
	営利を目的としたもの		<u>3,700</u>	<u>5,000</u>	<u>6,200</u>	<u>8,800</u>	<u>11,300</u>	<u>12,500</u>
リ ハ ー サ ル 室	営利目的 以外のもの		400	500	600	900	1,100	1,300
	営利を目的としたもの		800	1,000	1,200	1,800	<u>2,300</u>	<u>2,700</u>
[略]								

備考

1～5 [略]

6 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合の利用料金は、その超える時間1時間につき、次のとおり算出した額を別に徴収す

正午までの利用料金の1時間当たりの額に100分の125を乗じて得た額(100円未満の端数は切り上げる。)を、正午から午後1時までの場合は午後1時から午後5時までの利用料金の1時間当たりの額(100円未満の端数は切り上げる。)を、午後5時から午後6時までの場合は午後6時から午後10時までの利用料金の1時間当たりの額(100円未満の端数は切り上げる。)を、午後10時以降の場合は午後6時から午後10時までの利用料金の1時間当たりの額に100分の150を乗じて得た額(100円未満の端数は切り上げる。)を別に徴収する。この場合において、1時間未満の端数は1時間とみなす。

7 [略]

別表第2(第10条関係)

研修室等の利用料金の限度額

利用区分	単位	利用料金の限度額	
		基本利用料金	冷暖房料
研修室1	1時間	400円	100円
[略]			

る。

- (1) 午前9時前の場合は、午前9時から正午までの利用料金の1時間当たりの額に100分の125を乗じて得た額(100円未満の端数は切り上げる。)とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある場合、その端数が30分以下の場合は算出した額の2分の1の額とし、30分を超える場合は1時間とみなして算出した額とする。
- (2) 正午から午後1時までの場合は、午後1時から午後5時までの利用料金の1時間当たりの額(100円未満の端数は切り上げる。)とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある場合は1時間とみなして算出した額とする。
- (3) 午後5時から午後6時までの場合は、午後6時から午後10時までの利用料金の1時間当たりの額(100円未満の端数は切り上げる。)この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある場合は1時間とみなして算出した額とする。
- (4) 午後10時以降の場合は、午後6時から午後10時までの利用料金の1時間当たりの額に100分の150を乗じて得た額(100円未満の端数は切り上げる。)この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある場合は1時間とみなして算出した額とする。

7 [略]

別表第2(第10条関係)

研修室等の利用料金の限度額

利用区分	単位	利用料金の限度額	
		基本利用料金	冷暖房料
研修室1	1時間	500円	100円
[略]			

備考  
1～5 [略]

備考  
1～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。